

仕様書

1 業務名

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借

2 目的・適用範囲

(1) 目的

ガスクロマトグラフ質量分析装置の導入により、化学鑑定を効率的に行うことで鑑定業務を含めた警察活動の効率化を図るもの。

(2) 適用範囲

本仕様書は、ガスクロマトグラフ質量分析装置で使用するハードウェア、ソフトウェア、その他の物品（以下「機器等」という。）について適用する。

3 賃貸借期間等

(1) 賃貸借期間

令和9年2月1日から令和17年1月31日まで

(2) 運用開始日

令和9年2月1日

4 質疑等について

(1) 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。

(2) 質疑等の内容及び回答については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての業者に配付する。ただし、警察活動又は警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

5 入札参加者に関する事項

(1) 入札参加者は、本仕様書に基づいて概要設計を実施し、積算の上、機器等構成を決定すること。

なお、本仕様書に明記されていない場合でも、機器等を動作させるために必要となるものについては、これを機器等構成に含むこと。

(2) 機器等構成には、機器等に関する搬入、設置、電源措置、配線措置、接続、調整、セキュリティパッチの適用等、全ての作業に要する費用及び保守に関する費用を含むこと。

(3) 決定した機器等構成に基づいて、機器等の機器等構成表及び実施作業表を作成して一般競争入札参加資格確認申請書提出時に総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）の確認を受け、指摘を受けた部分は是正すること。

(4) サプライチェーン・リスクを考慮し、機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。

○ 機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備さ

れていること。

- 機器等は不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備された機器であること。
- 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。
機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 機器等を構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
- 入札参加者が採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が入札参加者において確立していること。
- (5) 入札参加者は、決定した機器等について、科学捜査研究所からサプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないとの指摘を受けた場合は、機器等の見直しを行うこと。
- (6) 入札参加者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、次のいずれか又は同等以上のものを取得済みで、契約期間中も取得していること。
 - I SMS 認証
 - P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を一般競争入札参加資格確認申請書提出時に会計課に提出し、科学捜査研究所の確認を受けること。

6 本件調達機器の数量等

(1) 本件調達機器の数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置

(内訳)

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・法規制薬物鑑定用ガスクロマトグラフ質量分析装置 | 1 台 |
| ・薬毒物鑑定用ガスクロマトグラフ質量分析装置 | 1 台 |
| ・付属品 | 1 式 |

(2) 本件調達機器の明細及び仕様

別紙「調達機器仕様書」のとおり

7 賃貸借契約期間満了後の取扱い

受注者は、機器等を京都府警察本部に無償譲渡するものとする。

8 機器等の納入作業

- (1) 受注者（出荷引受業者を含む。以下同じ。）は、契約締結後、速やかに科学捜査研究所と協議の上、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）に関する作業計画書を作成して提出すること。
- (2) 機器等は、京都府警察本部内の科学捜査研究所が指定する場所に納入すること。
- (3) 機器等を納入後は、設置、電源措置、配線措置、接続及び設定を行い、機器等が正常に動作するようにすること。
- (4) 据え付け完了後、運用開始日までに試運転及び性能試験を行うこと。性能試験の結果については、科学捜査研究所に報告書を提出すること。
- (5) 機器等の納入に当たり、電源措置及び配線の保護措置が必要となる場合は、科学捜

査研究所と協議の上、受注者の負担において行うこと（OAタップ、ケーブルカバー等が必要となる場合には、受注者において必要数を用意して対応すること。）。

(6) 受注者は、機器等の納入作業に際して、納入場所及び設置場所への車両乗り入れは原則として行わないこと。ただし、物品、機材等の運搬のため、やむを得ず乗り入れる必要がある場合には、事前に科学捜査研究所に報告し、承認を受けること。

(7) 受注者は、機器等の納入作業に当たり、作業責任者及び作業員（以下「作業責任者等」という。）を事前に科学捜査研究所に報告し、承認を受けること。

(8) 機器等の納入作業は、納入先に作業員を派遣し、受注者が設けた作業責任者において、納入先の担当者と調整を行い、警察活動に支障を及ぼさないよう十分に配慮して実施すること。

(9) 受注者及び作業責任者等は、京都府警察が定めるセキュリティに係る誓約書と作業員名簿を契約締結後速やかに提出すること。

なお、作業責任者等に変更があった場合には、その都度誓約書及び作業員名簿を提出すること。

(10) 誓約書は、京都府警察において直接作業を行う者だけではなく、受注者側において本仕様書に関わる作業を行う者（派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。）であっても、全て提出させること。

(11) 納入時には、作業責任者等が納入先における受付業務、進捗管理業務、物品管理業務等を実施し、納入作業が円滑に行えるように努めること。

(12) 受注者は、機器等の納入作業中に当たり発生した廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）」に基づいて適正に処分すること。

(13) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項で必要と思われる作業等については、科学捜査研究所と協議の上、実施すること。

9 機器の移設及び撤去

(1) 機器等の納入に際して、現在使用中のガスクロマトグラフ質量分析装置の構成品であるデータ解析用端末装置 1 台（外部ディスプレイを除く。）を撤去すること。内蔵記憶装置については科学捜査研究所が物理的破壊を行い引き渡すこととする。

(2) 現在使用中の以下の機器について、接続するケーブル類を外して科学捜査研究所が指定する場所に移動させること。

○ ブルカードルトニクス社製 SCION TQ GC-MS/MS

○ 島津製作所社製 GCMS-QP2010Plus

(3) (1) 及び (2) に要する費用は、本契約に含むこと。

10 情報セキュリティの確保に関する特記事項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア 受注者は、本件業務の実施のために、科学捜査研究所が提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特記事項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

イ 保護すべき情報の範囲は次のとおりとすること。

(ア) 科学捜査研究所が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(イ) 科学捜査研究所が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ウ) (ア)又は(イ)を基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、科学捜査研究所が指定したもの

(エ) 前各号について推知し得る情報

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。

ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、科学捜査研究所の承認を得るものとする。

イ アのただし書により再委託を行う場合、受注者は受注者と再委託先との間で締結する契約において、本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定められない場合は、再委託の承認を取り消すものとする。

ウ アのただし書により再委託を行う場合、再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特記事項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

イ 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに科学捜査研究所に通知するものとする。

ウ 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに科学捜査研究所に通知しなければならない。

なお、科学捜査研究所の承認を受けて、作業責任者等から提出させる前記8の(9)で定める誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書に代えることができるものとする。

エ 受注者及び取扱者は、科学捜査研究所から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

オ 受注者は、機器等の調達についてサプライチェーンにおける科学捜査研究所の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を科学捜査研究所に提出しなければならない。

カ オの意図しない変更、機密情報の窃取等の不正が見つかったときに、科学捜査研

究所と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

ア 受注者は、保護すべき情報を本契約の契約期間中のほか、本契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者は、あらかじめ書面により科学捜査研究所に申請し許可を得なければならない。

(5) 業務管理

ア 受注者は、本契約に基づき、科学捜査研究所が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び科学捜査研究所が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について科学捜査研究所に対し一切の責任を負うものとする。

イ 受注者は、指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、科学捜査研究所の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報又は業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ 受注者は、業務情報及び業務資料を、本契約の履行又は科学捜査研究所の指定した目的以外に使用してはならない。

エ 受注者は、業務情報について、本契約が満了したとき又は科学捜査研究所から廃棄を求められたときは、これを直ちに科学捜査研究所が認める方法により廃棄するものとする。

オ 受注者は、業務情報及び業務資料を、科学捜査研究所の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならない。

カ 受注者は、業務資料について、本契約が満了したとき又は科学捜査研究所から返還を求められたときは、これを直ちに科学捜査研究所へ返還するものとする。

(6) 脆弱性対策等の実施

ア 受注者は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ 受注者は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等の脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(7) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア 受注者は、契約締結後速やかに、本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について科学捜査研究所に報告し、承認を得るものとする。

イ 情報セキュリティ対策履行状況の報告方式については、契約締結後に科学捜査研究所が指示する。

ウ 受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を科学捜査研究所に対して報告し、承認を得るものとする。

エ 科学捜査研究所は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

オ 受注者は、前項の規定により、科学捜査研究所から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(8) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア 受注者は、受注者の従業員、再委託先等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、受注者として科学捜査研究所に対し一切の責任を負うものとする。

(ア) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染等が認められた場合

(エ) その他契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑いがある場合

イ 受注者は、本件業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を科学捜査研究所に報告しなければならない。

ウ 科学捜査研究所は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は、科学捜査研究所が行う当該調査について、全面的に協力を行うものとする。

エ 情報セキュリティ事故が再委託先等において発生した場合、受注者は、科学捜査研究所が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ 受注者は、情報セキュリティ事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約満了時まで保存し、科学捜査研究所の求めに応じて提出するものとする。

カ 情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については、受注者の負担とする。

キ 前項の規定は、京都府警察本部の損害賠償請求権を制限するものではない。

ク 受注者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、科学捜査研究所に報告しなければならない。

ケ 受注者は、前項の措置の実施状況について、科学捜査研究所の求めに応じて科学捜査研究所に報告するものとし、科学捜査研究所は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

コ 受注者は、前項の規定により、科学捜査研究所から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(9) 情報セキュリティ監査

ア 科学捜査研究所は、必要に応じて受注者に対し情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施に当たり、科学捜査研究所の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。

イ 受注者は、科学捜査研究所が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、科学捜査研究所の求めに応じ、必要な協力（科学捜査研究所の指名する職員による受注者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。

ウ 科学捜査研究所が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は、当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

エ 受注者は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を科学捜査研究所に報告することとする。

オ 科学捜査研究所は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分に満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

カ 受注者は、前項の規定により、科学捜査研究所から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

11 保守

(1) 京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定される府の休日を除く午前9時00分から午後5時30分の間、機器等に係る障害発生の受付を行うこと。

(2) 年末年始等長期間にわたる休日、受注者の休業日（土曜、日曜、祝日及び夜間帯を含む。）等における対応については、別途科学捜査研究所と協議し、運用への影響が最小限となるように努めること。

(3) 京都府内又はその近郊に修理、保守等に対応できるサービス拠点を有すること。

(4) 賃貸借期間中、2台のガスクロマトグラフ質量分析装置について年1回1～2月頃に定期点検を行うこと（令和9年は除く。）。

(5) 令和12年及び令和15年に行う定期点検時に、2台のガスクロマトグラフ質量分析装置についてロータリーポンプの交換を行うこと。

(6) 令和13年に行う定期点検時に、2台のガスクロマトグラフ質量分析装置についてターボ分子ポンプの交換を行うこと。

(7) (4)から(6)において整備交換部品費用を含めた費用は、受注者が負担すること。
また、定期点検を行う月並びにロータリーポンプ及びターボ分子ポンプを交換する年を変更する場合、科学捜査研究所と協議した上で行うこと。

(8) 修理、保守、点検等を行った場合は、作業報告書を科学捜査研究所に速やかに提出すること。

(9) 修理、保守、点検等を行うに当たって機器等に損害を与えた場合は、いかなる場合

も全額受注者の負担において原状回復すること。ただし、天災その他の不可抗力による場合はこの限りではない。

(10)故障した内蔵記憶装置については、科学捜査研究所で物理的破壊を行うものとする。

(11)受注者は、適切なマニュアルを納入するとともに、導入時の教育訓練を科学捜査研究所が指定する日時、場所で行うこと。

なお、マニュアルに日本語以外のものがある場合は、事前に担当者の確認を受けること。

(12)運用開始日までの保守については、受注者の負担とする。

調達機器仕様書

- 1 ガスクロマトグラフ質量分析装置の構成
 - (1) 法規制薬物鑑定用ガスクロマトグラフ質量分析装置
 - ア ガスクロマトグラフ質量分析計
 - (ア) ガスクロマトグラフ部
 - (イ) 試料導入部
 - (ウ) 質量分析部
 - イ 制御用端末装置
 - ウ 印字装置
 - (2) 薬毒物鑑定用ガスクロマトグラフ質量分析装置
 - (1)に同じ
 - (3) 付属品
 - ア データ処理用端末装置
 - イ 複合装置
 - ウ ウォーターバス
 - エ 遠心分離機
 - オ デジタルマイクロスコープ
 - カ ガスリークディテクター
 - キ 試料濃縮装置
 - ク 恒温振とう槽

- 2 機能及び性能（以下、相当品以上の性能を有すること）

- (1) 法規制薬物鑑定用ガスクロマトグラフ質量分析装置

- ア ガスクロマトグラフ質量分析計

（島津製作所社製、GCMS-QP2050相当品以上）

項 目	仕 様 等
ガスクロマトグラフ部	
注入口	スプリット/スプリットレス注入口であること。
	内径0.1mm～0.53mmの分析カラムに対応できること。
	カラム及びインサートを工具なしで簡単に交換できること。
キャリアガス制御	キャリアガスの制御として、流量一定、圧力一定、線速度一定の3種類の制御モードを分析中に使用可能であること。
	カラム流量をヘリウムキャリアガスで10mL/分以上で制御可能なこと。
カラムオーブン	温度範囲は、室温＋2℃～450℃で設定可能であること。
	冷却速度は450℃から50℃まで3.5分以内であること。
	オーブンの中が見やすいようにライトが搭載されていること。
節電機能	分析待機時に自動でキャリアガス及び電力の節約を行える機能を有すること。
操作	ガスクロマトグラフ部のフロントパネルから、質量分析部の真空起動、真空停止の操作ができること。
試料導入部	

オートインジェクタ	最大容量10 μ L等のシリンジが装着可能であること。
	注入する試料に合わせて、注入速度を変更可能であること。
	サンプルのキャリーオーバーは5 ppm以下であること。
	3種類以上の洗浄溶媒を設定可能であり、洗浄溶媒バイアルは12本設置可能であること。
オートサンプラ	1.5mLバイアルを150本以上設置できること。
質量分析部	
方式	プリロッド付金属製四重極ロッドであること。
イオン化法	電子イオン化（EI）であること。
質量範囲	1.5～1,090m/z以上であること。
安定性	マス軸の安定性は、 $\pm 0.1u/48$ 時間以上であること。
スキャン性能	スキャン速度が最大30,000u/秒以上であること。また、高速スキャン時に感度低下を抑制する機能を有すること。
感度	EI（スキャン）測定時、1 pgオクタフルオロナフタレンでS/N5,000：1以上であること。
電源	単相AC100V（50Hz/60Hz）電源で作動すること。
その他	ガスクロマトグラフ部及び質量分析部が同一メーカーであること。
	装置の据付、運転、分析精度維持等に必要な機材類を有すること。

イ 制御用端末装置

（富士通社製、ESPRIMO D7014/R相当品以上）

項 目	仕 様 等
CPU	ガスクロマトグラフ部、質量分析部及び試料導入部の制御並びにインストールされているソフトウェアが安定かつ滑らかに動作する性能を有すること。 ※推奨値：インテル社製、第13世代以降のCore i5プロセッサ（クロック周波数4.60GHz）相当品以上
メモリ	16GB以上であること。
内蔵ストレージ装置	SSD 500GB以上であること。
外部ディスプレイ	21インチ以上であること。
	1,920×1,080ドット以上が表示できること。
	接続用HDMIケーブルを付属すること。
付属品	キーボード及び光学マウスを付属すること。
	当該端末装置と（1）のAに示すガスクロマトグラフ質量分析計を接続するケーブルを付属すること。
OS	Microsoft社製、Windows 11 Pro相当品以上であること。
装置制御用ソフトウェア	ヘルプも含めて完全日本語対応の装置制御用ソフトウェアを導入すること。
	装置の待機時間や分析終了時間を推定し表示すること。また、自

	動でのリークチェック、チューニングの自動判定機能を有すること。
	分析時間や、起動停止などの装置の残り稼働時間を表示し、装置の効率的な運用をサポートする機能を有すること。
ライブラリ等	法規制薬物（覚醒剤、麻薬及び指定薬物）及び医薬品（抗うつ剤、抗てんかん薬、抗不安薬、睡眠薬等）について、1,000化合物以上（代謝物及び誘導体化合物を含む）の保持時間、質量スペクトル及び質量イオン比が登録されたデータベースを付属し、当該制御用端末装置にインストール等行うこと。
	最新のWILEYマスマススペクトルライブラリを付属し、当該制御用端末装置にインストール等行うこと。

ウ 印字装置

（エプソン社製、LP-S280DN相当品以上）

項 目	仕 様 等
本体	レーザー方式のモノクロプリンターであること。
解像度	600dpi×600dpi以上であること。
用紙サイズ	A4に対応していること。
印字機能	両面印刷が可能であること。
その他	USBインターフェースにより（1）のイに示す制御用端末装置に接続して、正常に動作すること。 当該印字装置と制御用端末装置を接続するUSBケーブルを付属すること。

(2) 薬毒物鑑定用ガスクロマトグラフ質量分析装置

ア ガスクロマトグラフ質量分析計

（1）のアに同じ

イ 制御用端末装置

（富士通社製、ESPRIMO D7014/R相当品以上）

項 目	仕 様 等
CPU	ガスクロマトグラフ部、質量分析部及び試料導入部の制御並びにインストールされているソフトウェアが安定かつ滑らかに動作する性能を有すること。 ※推奨値：インテル社製、第13世代以降のCore i5プロセッサ（クロック周波数4.60GHz）相当品以上
メモリ	16GB以上であること。
ストレージ	SSD 500GB以上であること。
外部ディスプレイ	21インチ以上であること。

イ	1,920×1,080ドット以上が表示できること。
	接続用HDMIケーブルを付属すること。
付属品	キーボード及び光学マウスを付属すること。
	当該端末装置と（2）のアに示すガスクロマトグラフ質量分析計を接続するケーブルを付属すること。
OS	Microsoft社製、Windows 11 Pro以上であること。
装置制御用ソフトウェア	ヘルプも含めて完全日本語対応の装置制御用ソフトウェアを導入すること。
	装置の待機時間や分析終了時間を推定し表示すること。また、自動でのリークチェック、チューニングの自動判定機能を有すること。
	分析時間や、起動停止などの装置の残り稼働時間を表示し、装置の効率的な運用をサポートする機能を有すること。
ライブラリ等	法規制薬物（覚醒剤、麻薬及び指定薬物）及び医薬品（抗うつ剤、抗てんかん薬、抗不安薬、睡眠薬等）について、1,000化合物以上（代謝物及び誘導体化合物を含む）の保持時間、質量スペクトル及び質量イオン比が登録されたデータベースを付属し、当該制御用端末装置にインストール等行うこと。
	最新のNISTマススペクトルライブラリを付属し、当該制御用端末装置にインストール等行うこと。

ウ 印字装置

（エプソン社製、LP-S280DN相当品以上）

項 目	仕 様 等
本体	レーザー方式のモノクロプリンターであること。
解像度	600dpi×600dpi以上であること。
用紙サイズ	A4に対応していること。
印字機能	両面印刷が可能であること。
その他	USBインターフェースにより（2）のイに示す制御用端末装置に接続して、正常に動作すること。 当該印字装置と制御用端末装置を接続するUSBケーブルを付属すること。

(3) 付属品

ア データ処理用端末装置

（富士通社製、ESPRIMO D7014/R相当品以上）

項 目	仕 様 等
CPU	インテル社製、第13世代以降のCore i5プロセッサ（クロック周波数4.60GHz）相当品以上であること。
メモリ	16GB以上であること。

ストレージ	SSD 500GB以上であること。
外部ディスプレイ	21インチ以上であること。 1,920×1,080ドット以上が表示できること。 接続用HDMIケーブルを付属すること。
付属品	キーボード及び光学マウスを付属すること。
OS	Microsoft社製、Windows 11 Pro相当品以上であること。

イ 複合装置

(エプソン社製、EW-M638T相当品以上)

項 目	仕 様 等
本体	インクジェット方式のカラープリンターであること。
	フルカラーのコピー機能を有すること。
解像度	600dpi×600dpi以上であること。
用紙サイズ	A4に対応していること。
印字機能	両面印刷が可能であること。
その他	USBインターフェースにより (3) のアに示すデータ処理用端末装置に接続して、正常に動作すること。 当該複合装置とデータ処理用端末装置を接続するUSBケーブルを付属すること。

ウ ウォーターバス

(ヤマト科学社製、BS660相当品以上)

項 目	仕 様 等
温度制御範囲	室温+ 5℃～100℃程度の範囲で制御可能であること。
槽内容量	14L以上であること。
開口部	円形の開口部（直径115mm程度）を6個以上有すること。
外寸法	幅×奥行×高さが565×437×214mm程度であること。

エ 遠心分離機

(久保田商事社製、S300T相当品以上)

項 目	仕 様 等
最大容量	15mL×24本以上であること。
最高回転数	4,000rpm以上であること。
最大遠心力	2,610×g以上であること。
外寸法	幅×奥行×高さが340×420×330mm程度であること。
付属品	15mL容試験管を4本収納できるバケットを4個付属すること。 15mL容試験管を1本収納できるバケットを4個付属すること。 上記バケットを使用できるスイングロータを1個付属すること。

オ デジタルマイクロスコープ

(島津製作所社製、STZ-161-TLED-4000XBMH相当品以上)

項 目	仕 様 等
総合倍率	7.5倍から45倍程度であること。
有効画素数	829万画素以上であること。
ディスプレイ	11.6インチ以上であること。
その他	SDカードによる画像の保存が可能であること。

カ ガスリークディテクター

(ジーエルサイエンス社製、リークディテクターLD249相当品以上)

項 目	仕 様 等
感度	0.0005mL/分以下のHeを検出できること。
対象ガス	ヘリウム、水素、二酸化炭素、アルゴン、ネオン、窒素が検出できること。
外寸法	幅×奥行×高さが52×48×170mm程度の携帯可能なものであること。

キ 試料濃縮装置

(東京理化器械社製、アルミブロック恒温槽MG-3100+吹付け濃縮ユニットS-040相当品以上)

項 目	仕 様 等
温度制御範囲	室温+5℃～200℃程度の範囲で制御可能であること。
外寸法	幅×奥行×高さが200×315×125mm程度であること。
付属品	外径11mmの容器を40本収納できるアルミブロックを付属すること。 上記の容器40本を同時に濃縮可能な吹付けユニットを付属すること。

ク 恒温振とう槽

(タイテック社製ミニ恒温槽e-BucketシリーズEHB+eB-ShakerUnit相当品以上)

項 目	仕 様 等
温度制御範囲	室温+30℃～+70℃程度の範囲で制御可能であること。
振とう機能	振幅10mmで30～150r/分程度の往復振とうが可能であること。
容器架数	50mL遠沈管を4本程度使用可能であること。
外寸法	幅×奥行×高さが170×374×246mm程度であること。